

平成 21 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

群馬大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織（実施体制）	10
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	17
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 教育の成果	33
基準7 学生支援等	35
基準8 施設・設備	39
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	41
基準10 財務	43
基準11 管理運営	45
<参 考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○黒 木 登志夫	日本学術振興会学術システム研究センター副所長
◎小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
○齋 藤 寛	前 長崎大学長
佐 竹 秀 雄	武庫川女子大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
玉 真之介	岩手大学理事・副学長
長谷川 裕	琉球大学教授
○林 勇二郎	国立高等専門学校機構理事長
檜 垣 孝	大東文化大学教授
堀 正 二	大阪府立成人病センター総長
○牟 田 泰 三	福山大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

群馬大学

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

群馬大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 17 年度に文部科学省特色 G P に採択された「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成ー地域協働ネットワークを活用した専門的職業人の育成ー」では、教養教育において、ボランティア活動などの実践的教育を強化するために、外国人集住地域の大泉町（人口 4 万人の 15% が外国人）をフィールドとして、関連科目を開講し、支援期間終了後も継続的に開講している。
- 平成 17 年度に文部科学省現代 G P に採択された「産学連携による理系専門英語の実践型教育」では、自己の思考内容を、英語を用いて的確に相手に伝えることのできる人材を育成することを目標とし、支援期間終了後も一部を継続して、卒業単位として「専門外国語」、「技術英語」と、卒業単位外である「課外オープントレーニング講座」を開講している。
- 平成 17 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に「大学院医学教育の双方向型展開と実践（大学院教育研究センターを中心とした課程制大学院の実質化と高度化）」が採択され、この成果を基盤として、平成 19 年度に文部科学省大学院 G P に「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践ー大学院教育研究センターを核とする課程制大学院の実質化と高度化ー」が採択され、大学院基礎教育を受けた大学院生にさらに多様かつ組織化された大学院コース（プログラム）を提供することで、高度な医科学とそれに裏付けられた技能を修得させている。
- 平成 19 年度に文部科学省グローバル COE プログラムに採択された「生体調節シグナルの統合的研究」では、大学院生と COE 研究員等による若手国際シンポジウム等の企画・運営、秋田大学との合同セミナーの開催、秋田大学と教員互換あるいは学生交換を推し進め、単位互換や共同の学位審査制度も採用することにより、若手研究者の育成に努めている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育実践専攻 10 専修のうち 5 専修においては、「専攻」に準ずる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 学士課程の 1 つの学部の 3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。
- 教育学部棟の一部において、耐震化及びバリアフリー化が不十分な状況にある。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の目的は、「教育及び研究の最高の機関として、有為な人材を育成するとともに、真理と平和を希求し、深遠な学理とその応用を考究し、世界の繁栄と人類の福祉に貢献することを目的とする。」と学則において定められ、各学部の目的はそれぞれの学部規程において定められている。その内容は、学校教育法第83条に規定された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という大学一般に求められる目的に沿っている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と大学院学則において定められ、各研究科の目的はそれぞれの研究科規程において定められている。その内容は、学校教育法第99条に規定された「大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。」という大学院一般に求められる目的に沿っている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

平成15年3月に、大学の活動について教職員が共通の意識を持つために、「群馬大学の理念及び目標」が制定され、学生便覧、大学概要に記されており、ウェブサイトにも掲載されている。「群馬大学の理念及び目標」には、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「国際貢献」及び「大学運営」に関する基本方針が示されている。

これらの目的は、学生に対しては、新入生ガイダンスにおいて説明を行い、また、教職員に対しては、新任教員研修、初任者研修において説明がなされている。

各学部・研究科の目的は、学部規程及び研究科規程に定められており、履修手引等に掲載するとともに新入生ガイダンスで説明されており、ウェブサイトにも掲載されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、教育学部、社会情報学部、医学部、工学部の4学部とそれらに12学科（課程）を設置しており、学部の構成は以下のとおりである。

- ・ 教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・ 社会情報学部（2学科：情報行動学科、情報社会科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 工学部（7学科：応用化学・生物化学科、機械システム工学科、生産システム工学科、環境プロセス工学科、社会環境デザイン工学科、電気電子工学科、情報工学科）

なお、学科レベルの理念、目標は、募集要項に示されている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

学生の教育等の適正かつ円滑な運営に資することを目的とし、教養教育の企画・運営組織として、大学教育・学生支援機構「大学教育センター」が設置されている。

大学教育センターには、教養教育の企画及び運営等の業務を行う「共通教育企画部」、大学教育の教育内容・方法の改善及び教養教育の評価の業務を行う「教育方法企画部」及び外国語教育の企画及び運営、教育内容・方法の改善の業務を行う「外国語教育部」を置いている。これらのうち、「外国語教育部」には、4人の専任教員（外国人教員3人を含む）が所属している。

全学共通の教養教育は、大学教育センターが主体となり、専門を問わず社会人として必要となる教養を学ぶためのカリキュラムを組み立てており、大学教育センターに所属する教員を主体に全学の教員が参加して、1年次を荒牧地区で、2年次以降も各地区で一部、実施されている。

特徴ある取組としては、学部の専門教育科目のうち、特に他学部学生が学んでも有益と考えられる科目を「開放専門科目」として、また、専門教育科目への導入を目的とした「入門科目」を指定し、これらの科目を教養教育科目として選択することができる制度を構築している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」を目的として、4研究科16専攻を設置しており、研究科の構成は以下のとおりである。

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：障害児教育専攻、教科教育実践専攻、専門職学位課程1専攻：教職リーダー専攻）
- ・ 社会情報学研究科（修士課程1専攻：社会情報学専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：生命医科学専攻、博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻、博士課程1専攻：医科学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程7専攻：応用化学・生物化学専攻、機械システム工学専攻、生産システム工学専攻、環境プロセス工学専攻、社会環境デザイン工学専攻、電気電子工学専攻、情報工学専攻、博士後期課程1専攻：工学専攻）

各研究科は各々の領域でそれぞれの理念の具体化を図るために教育研究実施体制の整備を図っている。これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、「障害児に関する高度の専門教育を教授し、その研究を指導すること」を目的として、「群馬大学特別支援教育特別専攻科」を設置している。専攻科においては、重複障害教育学、障害児病理学、障害児心理学、障害児教育学の4分野5人の専任教員を中心に運営されている。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

当該大学は、総合大学としての教育研究等の目的を達成するために、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携戦略推進機構等を設置している。このうち、生体調節研究所の取組は、文部科学省21世紀COEプログラムに引き続き、文部科学省グローバルCOEプログラムに採択されている。

また、がんの先端治療施設として、重粒子線医学研究センターを設置している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

各学部・研究科は、学則、内規に基づき、教授会及び研究科委員会等を設置し、運営している。各教授会等は原則毎月1回開催され、教授会規則等が定める教育活動に関わる重要事項が審議されている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会を設置し、毎月1回開催し、所掌事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

群馬大学

各学部等には、教育課程や教育方法等を検討する教務（学務）委員会等が置かれ、教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項の具体的問題について検討を行っている。

全学の教育課程や教育方法は、教育研究評議会において検討されている。教養教育については、大学教育・学生支援機構「大学教育センター」において審議を行っている。各学部・研究科においても、定期的に教務委員会等を開催し、各学部等の特性を踏まえた教育課程や教育方法等の検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専門教育科目への導入を目的として、「入門科目」を指定し、教養教育科目として、選択することができる制度を構築している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

講座制・学科目制が採用され、各講座・学科目に教授、准教授、講師、助教が配置され、それぞれの役割に応じた教育研究が行われている。各学部・研究科では、講座主任、学科長、専攻長、専攻主任が置かれ、円滑な運営が行われている。

教養教育については、全教員参加の方針で一元的に実施しており、各学部等に所属する教員が授業科目を担当している。また、全学的な組織である大学教育・学生支援機構に専任の教員を置き、教養教育に関する企画・運営・検証等を行っている。

特に、教員の後任補充等については、役員会で必要性を十分検討して決定することとしており、必要に応じて、学長裁量や学部長裁量により重点的に配置を行うなど、全学及び各学部等の教育研究目的や将来計画を踏まえた教員の配置を行っている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教育学部：専任 87 人（うち教授 52 人）、非常勤 68 人
- ・ 社会情報学部：専任 31 人（うち教授 16 人）、非常勤 27 人
- ・ 医学部：専任 299 人（うち教授 80 人）、非常勤 307 人
- ・ 工学部：専任 189 人（うち教授 67 人）、非常勤 44 人
- ・ 大学教育・学生支援機構：専任 12 人（うち教授 2 人）、非常勤 96 人

また、各学部が主要と定める必修科目等はそのほとんど（医学部はすべて）を専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教

授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成 21 年 5 月 1 日現在、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 31 人
- ・ 社会情報学研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 13 人

〔博士前期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 42 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 139 人（うち教授 68 人）、研究指導補助教員 50 人

〔博士後期課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 31 人（うち教授 31 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 140 人（うち教授 68 人）、研究指導補助教員 50 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 107 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 89 人

なお、教育学研究科教科教育実践専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「専修」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、次の専修において必要とされる研究指導補助教員数を下回っている。この中には欠員の状況が 3 年を超える専修もある。

- ・ 社会科教育専修：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 数学教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 理科教育専修：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 美術教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 家政教育専修：研究指導補助教員 1 人不足

このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で重大な支障があると考えられるが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育実践専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を即座に大学院設置基準違反と断ずることはできない。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、可及的速やかに是正されなければならない。なお、当該研究科においては、社会科教育専修、理科教育専修については、それぞれ平成 21 年 10 月 1 日、平成 21 年 11 月 1 日に各 1 人を補充しており、数学教育専修については、平成 22 年 4 月 1 日付けで 1 人の補充が予定されている以外は、当分不補充の状況が継続する。当該研究科では、特定の専修に欠員の状況が 3 年を超えないように配慮しているが、責任ある教育研究体制を維持するためには、当該研究科はもとより全学的見地からの対応が必要である。

他の研究科については、大学院設置基準に定められている研究指導教員及び研究指導補助教員が専攻ごとに確保されている。

これらのことから、教育学研究科教科教育実践専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教

員配置状況にあり、可及的速やかな是正が求められるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程における専任教員数は、12人（うち教授7人、実務家教員5人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学は、教員組織の活動をより活性化するために、中期目標・中期計画に人事の適正化に関する目標とそれを達成するための措置を明示し、その達成に向けて取り組んでいる。

具体的には、教員は原則公募とし、平成19年度以降採用の助教については、全員を任期制とするなど、積極的に取り組んでいる。なお、女性教員の比率13.8%は、医学部（看護系）を持つ大学としては、ほぼ平均的な数値であり、外国人教員は0.9%である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考は、各部局が設置する選考委員会等が審査し、当該部局の教授会等の議を経て、学長が行っている。審査に当たっては、教育研究上の指導能力を重要要素としている。選考手続き、基準等を定めた内規が各部局に整備されており、特に、工学研究科においては、学士課程における教育上の指導能力を評価するために、候補者にセミナーや模擬授業を課して選考している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価は、群馬大学における教員評価指針等に基づいて、教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域について、重み付けをした上で、3年に1回、各部局の全教員を対象に実施されている。平成19年度の評価において、「問題があり改善を要する（D評価）」は、総合で2.8%であった。項目別に見ると、教育、社会貢献、管理運営で低い評価が多い。成績が良好でない教員には、部局長宛に改善計画書の提出が求められており、成績の特に良好だった教員（全体の5%程度）には、研究費の資源配分（一人当たり10万円）が行われている。

教養教育及び専門教育においては、学生による授業評価結果が学生の意見も含めて教員にフィードバックされており、専門教育では、平成20年度に評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会が実施されている。評価の高い教員には、「ベストティーチャー表彰制度」が設けられており、被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分（最優秀賞20万円、優秀賞10万円）を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各学部・研究科では、教育内容と関連した研究活動が行われている。例えば、教育学部では児童生徒の心理的ストレス等の研究者が「児童生活指導・生徒指導」等を、社会情報学部では民主的決定を含む集合的意思決定等に関する研究者が「意思決定科学」等を、医学系研究科では動脈硬化の分子メカニズムの研究者が「病態循環再生学」等を、工学研究科では災害への危機管理対応に関する研究者が「災害社会工学特論」等を、それぞれ授業科目としている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

学内の多様な教育課程は、事務局と各部局に配置された事務系職員・技術系職員や図書館の司書職員の支援の上に展開されている。平成21年度では、専任の事務職員560人、技術・技能職員215人、図書館専門職員14人、その他1,138人となっている。なお、TAの採用者は延べ500人となっている。TAは、実習・演習補助を中心に活動しており、教育補助者として教育を円滑に進めるために活用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員評価が全教員を対象として、3年に1回実施され、成績の特に良好だった教員には、研究費の資源配分が行われ、成績の良好でない教員には、改善計画書の提出を義務付けている。

【改善を要する点】

- 教育学研究科教科教育実践専攻10専修のうち5専修においては、「専攻」に準ずる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程では、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーは、大学案内・各学部案内及び各種募集要項（ウェブサイトを含む）で公表されており、学外進学説明会、オープンキャンパス等で配布しているほか、入学志願者及びその保護者、高等学校、予備校、受験産業へ個別に配布を行っており、アドミッション・ポリシーの公表・周知を図っている。オープンキャンパス等の参加者数は、平成20年度では、入学定員の約5.8倍となっており、学外進学説明会への参加回数は、延べ165回である。

大学院課程については、大学ウェブサイトに掲載するとともに、大学院説明会、研究科オープンウィーク（開放週間）、公開授業、高等学校との大学院連携事業などを通じて、アドミッション・ポリシーの公表と周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、各学部で明示するアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜を実施している。全学部で実施する一般選抜においては、それぞれの学部・学科・課程・専攻で大学入試センター試験利用教科・科目並びに配点を定めており、特に個別学力検査等では、「学力検査教科・科目」、「小論文」、「実技検査」、「面接（口頭試問）」、「外国語におけるリスニングテスト」及び「共通問題」を適宜組み合わせることにより、前期日程と後期日程試験で異なる資質の学生を受け入れるよう配慮している。

全学部で実施する推薦入学及び3学部（社会情報学部、医学部保健学科、工学部）で実施する帰国生特別選抜においては、学部・学科・課程ごとに選抜方法を定めており、「提出書類」、「小論文」、「実技」及び「面接」を適宜組み合わせることにより、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を行っている。また、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜及び専門高等学校・総合学科卒業生選抜も実施している。

大学院課程においても、それぞれの求める入学者像に応じた選抜が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士課程では、各学部のアドミッション・ポリシーは、年齢、国籍を問わず、あらゆる志願者を対象としている。

私費外国人留学生特別選抜（全学）、社会人特別選抜（社会情報学部、医学部保健学科、工学部夜間主コース）、3年次編入学（社会情報学部、医学部保健学科、工学部）及び2年次・3年次学士編入学（医学部医学科）を行っている。

大学院課程においても、各研究科のアドミッション・ポリシーは、年齢、国籍を問わず、あらゆる志願者を対象としている。また、全研究科で社会人特別選抜（教育学研究科は現職教員）を、3研究科（教育学研究科、社会情報学研究科、工学研究科）で私費外国人留学生特別選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程では、入学者選抜の実施については、全学並びに各学部の入学試験委員会が、群馬大学試験管理運営規則に基づき実施している。一般選抜及び私費外国人留学生選抜に関する詳細は、群馬大学個別学力検査等実施要項に定めている。

試験問題の作成は、出題主任委員を対象とする説明会を実施し、試験問題の作成に係る基本方針及び基本的留意事項の周知徹底を図っている。また、出題ミス等の防止の観点から、出題委員及び出題委員以外の者による内容点検を複数回実施するとともに、採点については、採点委員が対処している。

試験当日は、一般選抜では学長を入学試験実施本部長、学部長を試験場本部長とする試験場本部を設置して試験の実施に当たっている。各試験場では、各学部個別学力検査等実施細目に基づいて試験関係者への留意事項の周知徹底を図り、試験実施に臨んでいる。また、出題主任委員を入学試験実施本部又は試験場本部に配置し、出題ミスが発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるようにしている。

合格者の決定に当たっては、各学部の入学試験委員会、入学試験部会が作成した合格者判定資料に基づき、教授会の議を経て学長が承認した上で決定している。

大学院課程においても、各研究科ごとに試験本部を設置し、試験を実施するとともに、合格者の選考を行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程では、各学部に常置している入学試験委員会において、一般選抜では、前期・後期日程試験ごとに、特別選抜では、推薦入学、私費外国人留学生選抜などの入試形態ごとに、入学後の成績追跡調査、学生の生活実態や勉学意欲、さらに一部の学部では大学院進学率や国家試験合格率などを調査し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかを検証している。その結果を、入学者選抜方法の改善や次年度の入試問題作成並びに面接要領に反映させている。

大学院課程においては、各研究科に常置している教務委員会や入学試験委員会などにおいて、入学者選抜の実施体制や実施状況を検証している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するため

の取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成 18 年 4 月に改組された社会情報学部については、平成 18～21 年度の 4 年分、平成 20 年 4 月から開始した社会情報学部 (3 年次編入) については、平成 20～21 年度の 2 年分、平成 21 年 4 月から開始した医学部 (2 年次編入) については、平成 21 年度の 1 年分、平成 19 年 4 月に設置された医学系研究科 (修士課程) については、平成 19～21 年度の 3 年分、平成 19 年 4 月に改組された工学研究科 (博士後期課程) については、平成 19～21 年度の 3 年分、また、平成 20 年 4 月に改組された教育学研究科 (専門職学位課程) は平成 20～21 年度の 2 年分。)

[学士課程]

- ・ 教育学部 : 1.04 倍
- ・ 社会情報学部 : 1.05 倍
- ・ 社会情報学部 (3 年次編入) : 1.05 倍
- ・ 医学部 : 1.03 倍
- ・ 医学部 (2 年次編入) : 1.00 倍
- ・ 医学部 (3 年次編入) : 0.77 倍
- ・ 工学部 : 1.11 倍
- ・ 工学部 (3 年次編入) : 1.36 倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科 : 1.70 倍
- ・ 社会情報学研究科 : 1.36 倍
- ・ 医学系研究科 : 0.70 倍

[博士前期課程]

- ・ 医学系研究科 : 0.96 倍
- ・ 工学研究科 : 1.27 倍

[博士後期課程]

- ・ 医学系研究科 : 1.09 倍
- ・ 工学研究科 : 1.20 倍

[博士課程]

- ・ 医学系研究科 : 0.87 倍

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科 : 0.99 倍

[専攻科]

- ・ 特別支援教育特別専攻科 : 1.03 倍

工学部 (3 年次編入)、教育学研究科 (修士課程)、社会情報学研究科 (修士課程) については、入学定員超過率が高い。

なお、工学部 (3 年次編入) では、学科ごとの入学状況を踏まえ、募集人員の割振りを見直し、質の高い学生が適正な人数で編入学できるように検討を行う予定である。また、教育学研究科 (修士課程) では、

群馬大学

教職リーダー専攻の入学状況を踏まえた入学定員の見直しを検討する予定である。社会情報学研究科（修士課程）では、入学定員の見直しを検討している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の1つの学部の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の1つの学部の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学の教育課程は、目的・目標及び編成方針並びに各学部の教育目的に沿って、「教養教育科目」と「専門教育科目」から編成されている。

「教養教育科目」は、履修の形態から2つに分類され、1つ目は、全学生共通必修の「全学共通科目」であり、外国語はこれに含まれている。2つ目は、当該学部の専門教育科目の導入的なもので、当該学部の学生は必修の「学部別科目」である。「全学共通科目」は、当該大学の教育理念を実現するための科目で、大学生活において必要とされる学修の方法・技法を修得し、また、大学生活を送るに当たって必要な自己管理能力をも併せて身に付けることを目的としている。また、「学部別科目」は、各学部の専門教育の基礎をなしている。さらに、各学部では、専門教育科目のうち、特に他学部学生が学んでも有益と考えられる科目を「開放専門科目」として設定し、これらの科目は教養教育科目として選択できる。

「専門教育科目」は、これらの科目の履修を踏まえつつ、各学部の教育目的に沿って、基礎的な科目から発展的な科目へと段階的に編成し、必修・選択必修・選択科目として配置されている。

各学部の教育課程の中で、工学部が英語教育に力を入れているのが、注目に値する。すなわち、平成20年度に終了した文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」の英語教育プログラム「産

学連携による理系専門英語の実践型教育」の一部を継続して、卒業単位として「専門外国語」、「技術英語」と、卒業単位外である「課外オープントレーニング講座」を開講している。また、TOEIC-IPの受験を1年次生に義務付けている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、大学もしくは短期大学又は外国の大学等での履修履歴を持つ入学者及び編入学者に対応するため、入学前の単位認定を行っている。

また、学生に多様な学習の機会を提供することを目的として、他大学等との単位互換を行っている。なお、群馬県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、放送大学、共愛学園前橋国際大学、前橋工科大学、高崎健康福祉大学、足利工業大学及び群馬工業高等専門学校と単位互換協定を締結している。

教養教育科目においては、各学部の専門教育科目の一部を「開放専門科目」として設定し、他学部の授業科目の履修を認め、情報処理教育、英語教育及び数学教育では、学生の能力に応じて習熟度別のクラス編成を行っている。また、専門教育科目への導入を目的に「入門科目」を指定し、学生の学力不足に対応している。さらに、TOEIC等の技能検定試験による単位認定も行っている。キャリア教育の趣旨に沿う科目を「キャリアデザイン科目」に指定し、同科目のうち、インターンシップを実施している科目を「インターンシップ科目」として、単位認定を行っている。また、市教育委員会や公的機関と連携した「教育実践インターンシップ」や「多文化地域での就業体験Ⅰ～Ⅲ」を開講し、単位認定を行っている。

大学教育改革に関わるGP等が採択されている。平成16年度採択の文部科学省現代GP「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」では、知的財産に関する科目を全学レベルの科目とし、平成16年度には初年次学生を対象とする「入門知的財産講座」を開講し、平成17年度には、医学部・医学系大学院生を対象とする「医学・バイオ特許講座」並びに工学部・工学系大学院生を対象とする「知的財産専門講座」を加え、学生に知的財産に関する基礎・専門知識を習得させている。

また、平成17年度採択の文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成－地域協働ネットワークを活用した専門的職業人の育成－」では、教養教育において、ボランティア活動などの実践的教育を強化するために、外国人集住地域の大泉町（人口4万人の15%が外国人）をフィールドとして、関連科目を開講し、支援期間終了後も継続的に開講している。平成18年度採択の文部科学省現代GP「地域密着型健康づくりプランナーの育成－健康スポーツクラブサービスをコアにして－」では、健康づくりプランナー育成カリキュラムにより、地域の健康づくりに関する課題を分析・解決する人材及び行政区分・専門領域の健康プログラムを「健康スポーツに総合化」する人材等の育成が行われ、支援期間終了後も関連科目を開講している。

さらに、医学部医学科では、平成16年度採択の文部科学省特色GP「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」では、医師の社会的責務を自覚させるためのカリキュラムを実施し、支援期間終了後も「良医の養成」という教育目的に沿って、「医の倫理学講義」、「チーム医療実習」等の授業が開講されている。平成19年度採択の文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」「チューター制度を活用した臨床実習支援－時代のニーズにマッチした臨床実習支援の在り方について－」では、臨床実習に特化したクラークシップチューターを新たに設け、多様化する臨床現場教育を支援している。保健学科では、平成19年度採択の文部科学省特色GP「多専攻学生による模擬体験型チーム医

療実習－学科内完結型から学科外参加・発信型への発展的取組－」に基づき、急速に変化・発展を遂げる現場のチーム医療情勢を取り入れ、学科内完結型から学科外参加発展型へ向けた「シナリオ症例立脚型模擬体験型実習」及び「医学科学生との合同実習」などのチームワーク実習が行われている。また、平成20年度採択の文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育G P）」「地域交流で生活の質を学ぶ実践的保健学教育－「健康長寿の地域づくり」の人材育成を目指した問題解決型学習の導入－」では、健康長寿の地域づくりの教育プログラムを推進し、「人」と「地域」に密着した体験型教育を展開している。

平成21年度には、文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に「人体解剖とCTの統合による先駆的医学教育－3次元人体構造の理解と画像診断能力育成法の質的改善－」が採択されている。

工学部では、工学部3学科で実施される教育プログラムが、J A B E E（日本技術者教育認定機構）の認定を受けている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各学部ごとに履修ガイダンスを実施し、履修すべき授業等を点検・把握できるようにしている。授業時間外でも指導を受けることができるようにオフィスアワーの設定や相談窓口を設置している。また、各学部とも履修登録単位数の上限を30～59単位に設定し、授業時間外の学習時間を確保している。

学生の学習意欲を喚起するため、成績評価にG P A（Grade Point Average）制度を導入し、成績優秀者に対して学長表彰を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養教育科目及び専門教育科目においては、大学及び各学部の目的に沿って、講義、演習、実験、実習等が年次に応じて配置されている。教養教育科目「学修原論」は、課題探求型少人数ゼミ形式で行われ、学生との対話、課題探求に向けての調査、レポートの作成と結果の発表、相互討論などを取り入れた授業が行われている。

また、工学部及び工学研究科では、平成17年度現代G P「産学連携による理系専門英語の実践型教育」の採択を受け、自己の思考内容を、英語を用いて的確に相手に伝えることのできる人材を育成することを目標とし、企業における実用的英語訓練法を導入し、英語による討議、プレゼンテーションを基軸とした授業と課外オープントレーニング講座を組み合わせ実施している。さらに、平成21年度には文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に「高大産連携による工学系フロンティアリーダー育成プログラム」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、学生はシラバスに従って各授業科目の準備

学習を進めている。ウェブサイトを通じて、学生に周知しているほか、ガイダンス等でシラバスの活用に関する説明が行われている。

授業評価「平成20年度教養教育アンケート」では、「履修届を提出するときなどには参考にした」人は53%に上るが、「授業の内容や進度の確認などに学期中何度も見た」人は、6%にとどまっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学习については、自習室等の整備、学生用図書のおすすめ、e-learning 英語学習システムなどを進めている。

基礎学力不足の学生については、情報処理教育、英語教育及び数学教育において、習熟度別のクラス編成や導入教育として「入門科目」（医学部医学科：物理学入門・化学入門・生物学入門、工学部：数学入門・物理学入門）を開講している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

改組前の工学部各学科夜間主コース（現在4年次生のみが在学中）と工学部生産システム工学科に夜間主コースが設置されている。改組前の夜間主コースの時間割は、I限（17時35分から19時5分）、II限（19時10分から20時40分）となっていたが、改組後はI限（18時から19時30分）、II限（19時35分から21時5分）に変更され、社会人学生の多い夜間主コースに適した時間割になっている。また、1～10限に開講されている昼間コースの授業も、30単位を限度として履修することができるほか、教養教育科目、専門教育科目の卒業要件が他の学部・学科よりも柔軟に編成されている。年度当初のガイダンスにおいて、学科ごとに教務委員から履修計画等の指導が行われている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、学則にS(90～100点)、A(80～89点)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(59点以下)とすることが定められており、学生便覧、履修手引、シラバス、ウェブサイト等を通じて、学生に周知されている。成績評価は、成績評価基準に従い、各学部の授業科目担当教員が行っている。単位認定は、各学部の教授会の議を経て、各学部長が行っている。「平成18年度授業評価（学修原論）アンケート」では、

成績評価について、肯定的な意見が約 80%を占めている。

卒業認定については、卒業認定基準に従って、所定期間以上在学し、卒業要件単位を修得した者に対して、各学部の教授会の議を経て、学長が行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績結果に関する学生からの申立てについては、基本的に授業担当教員が対応している。教務委員会において申立てを受ける制度が用意されている学部もあるが、大学全体としての整備と学生への周知は必ずしも十分ではない。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置がおおむね講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科の教育課程の編成や授業の内容については、履修手引、シラバスにより確認でき、修士課程、博士課程とも、目的や目標に従って、講義、演習、実習、学位論文指導が体系的に編成され、各授業の内容は、学識と研究能力を高めるものとなっている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

他の大学院での履修履歴を持つ入学者に対応するため、入学前の履修単位を認定し、さらに、学生に多様な学習の機会を提供することを目的として、他の大学院での履修や研究指導を認めている。

様々な事情で学習及び研究指導の時間に制約を受けるため、決められた期間内で修了できない者に対して本人の希望により期間を選択できるよう長期履修制度を実施している。平成 20 年度は、32 人の大学院生がこの制度を利用している。

教育学研究科では、市教育委員会や公的機関と連携した「教育実践インターンシップ」を実施し、単位認定を行っている。また、工学研究科においても、平成 18 年度に文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」に採択された「企業から期待されるナノテク技術人材の育成」による「長期派遣型人材育成インターンシップ」を実施し、単位認定を行っている。このプロジェクトでは、産学が連携して研究分野や企業活動で中心的な役割を果たす高度専門人材になりうるための深い専門知識、技術を有し、かつ、周辺分野においても知識及び技術を持つ人材を育成している。さらに、大学教育改革に関わる GP 等には、平成 17 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「大学院医学教育の双方向型展開と実践（大学院教育研究センターを中心とした課程制大学院の実質化と高度化）」が採択され、この成果を基盤として、平成 19 年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）」に「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践－大学院教育研究センターを核とする課程制大学院の実質化と高度化－」が採択され、大学院基礎教育を受けた大学院生にさらに多様かつ組織化された大学院コース（プログラム）を提供する

ことで、高度な医科学とそれに裏付けられた技能を修得させている。また、平成19年度に文部科学省大学院GPに「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成—地域保健学研究プロジェクトを基盤とした実践的大学院教育—」が採択され、地域の保健医療従事者を社会人学生として受け入れ、教育、研究指導を実施し、地域の保健学領域の推進に寄与している。平成19年度には、文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人GP）」に「大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成」が採択され、大学院教育カリキュラムと融合した医学部附属病院臨床試験部におけるOJT（On the Job Training）重視型のプログラムを開発・実践し、臨床研究支援人材の養成を行っている。平成19年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に「北関東域連携がん先進医療人材育成プラン—重粒子線照射装置を中心とした集学的がん治療法の確立・普及を目指して—」が採択され、重粒子線治療を中心とした人材の養成を主目的に大学院に専門コース（専門医養成、専門のコメディカル養成、専門医等の研修）を設けることにより、がんに特化した医療人の養成を行っている。

特に、平成19年度採択の文部科学省グローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」では、大学院生とCOE研究員等に若手国際シンポジウム等を企画・運営させている。また、技術交換会、研究成果発表会、秋田大学との合同セミナーを定期的に開催し、秋田大学と教員互換あるいは学生交換を推し進めており、単位互換や共同の学位審査制度も採用している。さらに、毎年、特に優れた成果を上げた者を顕彰するために、グローバルCOE若手研究奨励賞を設け、平成19年度3人、平成20年度5人（内ジュニア奨励賞3人）を選出して学長表彰を行い、学長裁量経費から特別研究費を配分し、若手研究者の育成を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

履修ガイダンス、研究指導教員、履修手引等を通じて、履修すべき授業やその流れを大学院生自身が点検・把握できるよう配慮している。

少人数制あるいはマン・ツー・マンの指導体制による講義・演習・ゼミにより、学生の学習効果を高めている。

授業時間外でも指導を受けることができるようにオフィスアワーの設定や相談窓口を設置している。

授業時間外の学習時間を確保するため、各キャンパスに学生用自習室やコンピュータ演習室等が整備されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

大学及び各研究科の目的に沿って、講義、演習、実習等を開講し、少人数制あるいはマン・ツー・マンの指導体制による実践的教育を行い、適切な研究テーマの設定、データの取得、国内外の文献抄読などのほか、学会・研究会での研究発表を経験させている。

授業形態は、教育目的に沿って配置されており、少人数を基本とする講義や大学院GPによる教育プログラムなど、それぞれの研究科において工夫を凝らした授業が行われている。

特に、医学系研究科医科学専攻では、平成19年度大学院GP「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践—大学院教育研究センターを核とする課程制大学院の実質化と高度化—」の採択を受け、基礎・臨

床融合型大講座制及び大学院教育研究センターを基盤とした体系的な教育プログラムが実施されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-2 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、「授業科目名」、「担当教員名」、「目標および期待される学習効果」、「概要」、「授業内容のレベル」、「テキスト/参考書」、「授業方法」、「成績評価基準」、「オフィスアワー」、「授業計画」等が掲載され、学生が各授業科目の準備学習を進めるための事項が示されている。シラバスは、ウェブサイトを通じて、学生に周知し、ガイダンスや各授業において、その活用に関する指導を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-3 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

各研究科では、社会人学生に配慮した時間割設定を行い、昼夜開講制、土日の集中講義を実施している。

また、職業を有している等の事情で学習及び研究指導の時間に制約を受けるため、決められた期間内で修了できない者に対して、本人の希望により期間を選択できるよう長期履修制度を実施している。平成20年度は、32人の大学院生がこの制度を利用している。

平成19年度大学院GP「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成—地域保健学研究プロジェクトを基盤とした実践的大学院教育—」は、社会人学生を対象とし、就労しながら、教育、研究指導が受けられるカリキュラムとなっている。平成20年度は、14人の大学院生がこのプログラムに参加している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-4 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-1 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各研究科では、学生ごとに研究指導教員を定め、1人の学生に対して、1人又は複数の指導教員による研究指導等を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-2 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

多くの研究科では、1人の学生に対し複数の教員による指導を行うとともに、学生の教育・研究能力の向上に資するためTA・RA制度を活用し、教育研究の現場を体験させている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、大学院学則、修了認定基準は、大学院学則及び各研究科規程に定められており、学生便覧、履修手引、ウェブサイト等を通じて学生に周知されている。

成績評価は、成績評価基準に従い、各研究科の担当教員が行っており、単位認定は、各研究科の研究科委員会又は教授会の議を経て、各研究科長が行っている。

修了認定については、修了認定基準に従い、所定期間以上在学し、修了要件単位を修得し、かつ、修士論文、博士論文等の審査及び最終試験に合格した者に対して、各研究科委員会又は教授会の議を経て、学長が課程修了の可否を決定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る評価基準は、各研究科ごとに策定され、履修手引、ガイダンス及び研究指導教員等を通じて学生に周知している。また、大学院学則、学位規則及び各研究科規程等において、学位論文の審査体制が定められている。

医学系研究科を除く他の研究科においては、審査委員会に指導教員が入っており、指導教員が主査を務めている。

工学研究科では、学位論文審査に関する内規に「指導教授（主査）」と明記されていたが、「大学院教授会において選定された教授（主査）」と内規の改正を行っている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績結果に関する学生からの申立てについては、基本的に授業担当教員が対応しているが、研究科によっては教務委員会において、申立てを受ける制度が整備されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育学研究科教職リーダー専攻は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」ことを目的に平成20年4月に設置された。

この目的を達成するために、教育課程は共通科目（22単位以上履修）、コース別科目（14単位以上履修「課題研究」を含む）及び学校における実習科目（13単位以上履修）から構成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編

成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

履修手引には「児童生徒支援コース」、「学校運営コース」ごとに、また、特例を受ける現職教員ごとに、開講科目、必要単位数、実習や課題研究の進め方に関する詳細な資料を掲載している。

「課題研究」では2人の指導教員による毎週の個別指導が行われ、学生の学修ニーズに的確にこたえられるよう配慮されている。

ほとんどの授業及び研究指導は、その領域の研究業績を持つ研究者教員と、豊富な実務経験を持つ実務家教員のチームティーチングによってなされており、研究成果が反映されるとともに、教育現場の状況や動向が反映される内容となっている。

社会的ニーズを把握するための場としては、「群馬大学と群馬県教育委員会の連携に係る協議会」が設置され、県教育委員会との間で定期的な意見交換がなされている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

履修科目登録は年間40単位を上限とすることが教育学研究科規程第8条で定められている。また、時間割編成に当たっては、前期に共通科目、後期にコース別科目を集中的に配置し、共通科目で基礎基本を学んだ上でコース別科目により学習を深めることができるようにするとともに、特定の曜日に偏ることがないよう配慮している。実習指導においては、大学の実習担当教員が実習校の指導教員と連携を図り、特に2年次の課題解決実習では、1人の実習生につき2人の指導教員がそれぞれ40時間の実習指導に当たることになっており、実習単位の実質化が図られている。

また、学生用自習室が整備され、インターネット環境の整ったパソコンを自由に使用することができ、資料収集や論文作成の便宜が図られている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

当該専攻で養成しようとする人材像については、児童生徒支援コースでは「経験的な実践知に加え、児童・生徒の学習や生活面に関して、心理学の諸理論及び関連分野の知見からの科学的、分析的な深い理解に基づいて、指導方法を立案し、実践できる教員の養成をめざします。」とされ、また学校運営コースでは「経験的な実践知に加え、学校運営全体に関して、教育学の諸理論及び関連分野の知見に基づいた幅広い視野と学校の社会的機能に関する深い理解のもとに、学校運営の実践的指導力のある教員の養成をめざします。」とされている。これに基づいて、共通科目、コース別科目及び実習科目からなる理論・実践融合型のカリキュラムを編成し、学校教育に関わる諸課題に対応できる力量のある教員を養成することをねらいとしている。また、当該専攻では、群馬県の教育事情に直接関わる課題として多文化共生教育や外国籍児童生徒の教育について学習する科目を開設している。さらに、学校における実習を課題研究実習と位置付け、1年次に課題発見実習を、2年次に課題解決実習を設定している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると

判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

ほとんどの授業は、研究者教員と実務家教員のチームティーチングによってなされている。実務家教員が教育現場での課題を取り上げ、それを理論面・実践面から検討する内容が扱われ、また、コース別科目でもほとんどが研究者教員と実務家教員のチームティーチングによって授業が行われ、共通科目の授業を土台にして、教育現場での課題について、より専門的に検討する内容となっている。

コース別科目では講義のみならず実習、ワークショップ、授業分析、フィールドワーク、ロールプレイなどの授業方法を採用している。また、各コースには2年次に「リフレクション」科目が開設され、学生自身が自分の学修状況や実践について振り返る機会を設けている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、学生が各授業科目の準備学習を進めるための事項が示され、ウェブサイトを通じて、学生に周知しているほか、入学時のガイダンスなどでシラバスの活用に関する説明を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

現職教員等が受講可能になるよう、夜間あるいは土日・夏季・冬季休業を利用した集中形式の授業を開講している。集中講義等の授業日程については、前期と後期に分散させ、受講生の勤務状況や実習日程を配慮して、前年度末に決定し、年度末に実施される「院生と教員の懇談会」で公表し、学生に周知するようにしている。また、課題研究指導の日程についても、現職教員等の学生が平常の勤務をしつつ指導を受けられるよう、土日・夏季・冬季休業を利用した集中指導を実施するほか、一部は指導教員が実習校に赴いて指導することで学生の負担の軽減を図っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、大学院学則に定められており、授業科目ごとのシラバスに明示されている。また、授

業科目ごとのオリエンテーションなどで、学生に対して直接説明している。

当該専攻では、ほとんどの授業がチームティーチングで実施されており、担当者が合議で成績評価を行っている。評価の観点も、出席、試験、レポートだけでなく、授業中のプレゼンテーションや討論での発言なども考慮され、教育学研究科委員会の議を経て、研究科長が単位認定を行っている。また、課題発見実習及び課題解決実習の評価基準については、教職大学院実習指導の手引に明示して学生に周知しており、その基準に従って、実習校による評価が行われる。さらに、その評価結果は、実習部会で検討及び総合的な評価がなされた上で、専門職学位課程運営委員会に報告され、最終的な成績評価が決定される。なお、実習校の指導教員による評価方法についても教職大学院実習指導教員用資料に基づき、教職大学院連携協議会等で説明している。

修了認定基準については、大学院学則及び教育学研究科規程に定めているほか、履修手引に明記するとともに、入学時の専攻全体のガイダンスで学生に周知している。

修了認定については、2年以上の研究科在籍、49単位以上の修得及び課題研究における一定の成果を報告した者に対して、教育学研究科委員会の議を経て、学長が課程修了の可否を決定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

客観性及び厳格性を確保するため、成績評価の基準・方法をシラバス等に記載し、成績評価を行っている。成績評価に疑義のある学生については、事務の窓口を通じて成績評価の再点検を求める機会を学生に与え、また、そのことを履修手引に明記し、学生に周知している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 20 年度に文部科学省教育GPに採択された「地域交流で生活の質を学ぶ実践的保健学教育－「健康長寿の地域づくり」の人材育成を目指した問題解決型学習の導入－」では、健康長寿の地域づくりの教育プログラムを推進し、「人」と「地域」に密着した体験型教育を展開している。
- 平成 16 年度に文部科学省特色GPに採択された「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」では、医師の社会的責務を自覚させるためのカリキュラムを実施し、支援期間終了後も「良医の養成」という教育目的に沿って、「医の倫理学講義」、「チーム医療実習」等の授業が開講されている。
- 平成 17 年度に文部科学省特色GPに採択された「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成－地域協働ネットワークを活用した専門的職業人の育成－」では、教養教育において、ボランティア活動などの実践的教育を強化するために、外国人集住地域の太田町（人口 4 万人の 15%が外国人）をフィールドとして、関連科目を開講し、支援期間終了後も継続的に開講している。
- 平成 19 年度に文部科学省特色GPに採択された「多専攻学生による模擬体験型チーム医療実習－学科内完結型から学科外参加・発信型への発展的取組－」に基づき、急速に変化・発展を遂げる現場のチーム医療情勢を取り入れ、学科内完結型から学科外参加発展型へ向けた「シナリオ症例立脚型模擬体験型実習」及び「医学科学生との合同実習」などのチームワーク実習が行われている。
- 平成 16 年度に文部科学省現代GPに採択された「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」

では、知的財産に関する教育を全学レベルの科目とし、学生に知的財産に関する基礎・専門知識を習得させている。

- 平成 17 年度に文部科学省現代GPに採択された「産学連携による理系専門英語の実践型教育」では、自己の思考内容を、英語を用いて的確に相手に伝えることのできる人材を育成することを目標とし、支援期間終了後も一部を継続して、卒業単位として「専門外国語」、「技術英語」と、卒業単位外である「課外オープントレーニング講座」を開講している。
- 平成 18 年度に文部科学省現代GPに採択された「地域密着型健康づくりプランナーの育成ー健康スポーツクラブサービスをコアにしてー」では、健康づくりプランナー育成カリキュラムにより、地域の健康づくりに関する課題を分析・解決する人材及び行政区分・専門領域の健康プログラムを「健康スポーツに総合化」する人材等の育成が行われ、支援期間終了後も関連科目を開講している。
- 平成 19 年度に文部科学省学生支援GPに採択された「チューター制度を活用した臨床実習支援ー時代のニーズにマッチした臨床実習支援の在り方についてー」では、臨床実習に特化したクラークシップチューターを新たに設け、多様化する臨床現場教育を支援している。
- 平成 19 年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された「北関東域連携がん先進医療人材育成プランー重粒子線照射装置を中心とした集学的がん治療法の確立・普及を目指してー」では、大学院に専門コース（専門医養成、専門のコメディカル養成、専門医等の研修）を設けることにより、がんの特化した医療人の養成を行っている。
- 平成 19 年度に文部科学省医療人GPに採択された「大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成」では、大学院教育カリキュラムと融合した医学部附属病院臨床試験部におけるOJT重視型のプログラムを開発・実践し、臨床研究支援人材を養成している。
- 平成 18 年度に文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」に採択された「企業から期待されるナノテク技術人材の育成」では、「長期派遣型人材育成インターンシップ」を実施し、単位認定を行い、高い専門性と広い視野を持ち合わせた人材を育成している。
- 平成 19 年度に文部科学省大学院GPに採択された「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成ー地域保健学研究プロジェクトを基盤とした実践的大学院教育ー」では、地域の保健医療従事者を社会人学生として受け入れ、教育、研究指導を実施し、地域の保健学領域の推進に寄与している。
- 平成 17 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に「大学院医学教育の双方向型展開と実践（大学院教育研究センターを中心とした課程制大学院の実質化と高度化）」が採択され、この成果を基盤として、平成 19 年度に文部科学省大学院GPに「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践ー大学院教育研究センターを核とする課程制大学院の実質化と高度化ー」が採択され、大学院基礎教育を受けた大学院生にさらに多様かつ組織化された大学院コース（プログラム）を提供することで、高度な医科学とそれに裏付けられた技能を修得させている。
- 平成 19 年度に文部科学省グローバルCOEプログラムに採択された「生体調節シグナルの統合的研究」では、大学院生とCOE研究員等による若手国際シンポジウム等の企画・運営、秋田大学との合同セミナーの開催、秋田大学と教員互換あるいは学生交換を推し進め、単位互換や共同の学位審査制度も採用することにより、若手研究者の育成に努めている。
- 平成 21 年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に「人体解剖とCTの統合による先駆的医学教育ー3次元人体構造の理解と画像診断能力育成法の質的改革ー」が採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像は、学生便覧、履修手引、ウェブサイトを通じて、学生に周知している。

学生による授業評価や中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況調査を実施し、教育目的の達成状況を検証・評価している。

在学生、卒業生、修了生、就職先企業等を対象とした教育成果に関するアンケート調査や意見聴取を実施し、教育目的の達成状況を検証・評価している。

工学部3学科においては、JABEE審査を受け、達成度を検証・評価している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程では、平成20年度における成績（S・A・B・C・Dで表記、Dは不合格）分布は、教養教育、専門教育とも、A、Bを中心に分布している。工学部（昼間）の専門教育科目のD（不合格）は、過去3年間20%を超えており、他の学部よりもはるかに高いが、数学及び物理学入門科目を開設するなど、対応策が講じられている。単位修得率は、平均して教養教育で90%以上、学部専門教育では、ほとんどの学部が80%以上であり、留年率は、工学部の夜間主コースを除き、2.4～6.4%の間に、また退学率は、0.0～5.1%の間に分布し、いずれもそれほど高くない。

平成20年度の標準修業年限内の卒業率は、61.9～92.7%である。工学部の夜間主コースでは、勉学と仕事との両立が困難なことから、標準修業年限内の卒業率が低くなっている。なお、医師（平成20年度の国家試験合格率95.3%）や看護師、助産師、保健師（いずれも平成20年度の国家試験合格率100%）をはじめとした医療関係の国家資格、さらに教育学部では大部分の卒業生が卒業時に教員免許を取得している。

大学院課程では、平成20年度の成績（A・B・C・Dで表記、Dは不合格）分布は、A評価を中心に分布している。単位修得率は、修士課程・博士前期課程84.9～97.4%、博士後期課程92.6～93.9%、博士課程100%、専門職学位課程99.4%である。

平成20年度の標準修業年限内の修了率は、修士課程・博士前期課程57.1～94.7%、博士後期課程16.7～31.6%、博士課程55.7%である。博士前期課程では大部分の学生が標準修業年限内に教育を修了している。しかし、博士後期課程では、多数の学生が過年度在学をしている。特に、医学系研究科保健学専攻（博

士後期課程)では、学位論文の発表条件を厳格に適用しているため、低い修了率、高い留年率となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

教養教育及び各学部・研究科で学生による授業評価を実施している。授業に対する参加度、理解度については高い比率で肯定的な意見を学生から得ている。

アンケート結果を参考にし、ベストティーチャーを選考し、受賞者が講師となって公開授業を行っており、授業方法の改善に寄与している点は評価できる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学部卒業者の就職率は臨床研修医も含めて 58.9%、また大学院等への進学率は 35.4%である。就職率は教育学部、社会情報学部、医学部保健学科で高く、進学率は、工学部(昼間)が60%を超えているが、工学研究科博士前期課程から博士後期課程への進学者は3.4%に過ぎない。工学研究科は、博士前期課程、博士後期課程とも就職率が高い(それぞれ95.2%、87.1%)。

卒業生・修了生は、各学部・研究科の専門性を活かせる進路を選んでいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

大学評価室及び各部局評価委員会が中心となり、各学部・研究科の実情に合わせて、卒業生、修了生、又は、就職先企業等に対して、教育成果に関するアンケート調査を実施している。

卒業生、修了生の教育内容の満足度は高く、就職先企業等においても、卒業生、修了生の専門分野の能力に関して良好な評価を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、新入生に対するガイダンスを全学及び各学部で4月に1～2日の日程で行い、また2年次生以上に対するガイダンスも各学部で4月に行っている。大学院課程では、1年次に対するガイダンスを各研究科で4月に行っている。ガイダンスを通して、教育課程、履修登録方法、学園生活全般に関する情報が学生に周知されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学生の個人的な問題に対する相談（修学相談、人生相談、生活相談）等に応じるため、「学生相談窓口」を設けるとともに、全学部の学生を対象に荒牧キャンパスに「学生相談室」を、工学部の学生を対象に桐生キャンパスに「学生相談室分室」を設けている。また、各学部・研究科の特性に応じてクラス担任、教員チューターなどによる支援を行うとともに、全教員がオフィスアワーを設定し、掲示板やウェブサイトに掲載したシラバスに設定時間を明記するなど学生に周知を行い、履修などの個別相談に応じている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、指導教員、チューター（134人）による学習支援が行われており、チューター活動のウェブサイトも設けられている。さらに、チューター及び留学生に対する複数回のオリエンテーションを実施し、チューター活動におけるトラブル事例を紹介して具体的解決策をペアで話し合うなどの異文化コミュニケーションに関する簡単なレクチャーを行っている。

聴覚障害のある学生には、学生実習のために音量調節機能付補聴器の貸与や1授業につきパソコンテイク者2人の交互によるパソコンテイクによる修学支援を行っている。電話やインターネット回線などを利用し、荒牧地区によるパソコンテイクを桐生地区においても同様に利用できるようにしている。

社会人学生に対しては、夜間、土日及び夏季休業期間の集中講義の開講やメールによる論文指導を行うことで、就業に支障がないカリキュラムを編成している。なお、平成19年度より長期履修制度を導入することで社会人学生が標準修業年限を超えて課程を修了できるようにしている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-1① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

キャンパスごとに学生が自由に使用できるスペースが整備されており、リフレッシュ室や自習室などが設置されている。さらに、授業時間以外に演習室、講義室等が自主学習場所として、使用することが許可されている。

学生の自己学習に供するため、無線LANシステム（GUNET）を平成20年5月から稼働している（無線LANアクセスポイント荒牧12、昭和13、桐生3、太田4か所の利用エリアを設定）。

附属図書館本館及び2分館においては、学生との懇談会での要望に基づき、平成17年度から夜間・休日開館を実施しているほか、本館には、意見箱（「利用者の声」）に寄せられた要望に基づき、飲食可能なリフレッシュルームを設置している。また、昭和地区（医学部・医学系研究科）の石井ホールでは、学生の要望により、学習室に参考図書を整備し、学習環境の充実が図られている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成17年度に設置した学生支援センターが中心となって学生のサークル活動、自治活動などの課外活動支援に当たっている。なお、課外活動中の不慮の事故に対応するため、保険の加入を勧めるとともに、学外で各種活動を行うときは、学外課外活動届を提出させている。

毎年、クラブ・サークルの主将等を対象にリーダーシップ研修会を開催し、外部講師の講演や参加者の班別討議を行っている。また、大学祭や体育大会等の学生の自主的活動に対しても、教職員による指導・助言、施設設備や情報機器、教材の貸与、学長裁量経費等による資金補助などの支援を行っている。

学生が利用する課外施設については、施設の安全衛生面の点検を行っているほか、平成20年度には、サークル共用施設棟印刷機修理及びピアノ調律、野球場防護ネット設置、馬術部馬場砂入れなどを行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

荒牧キャンパスの健康支援総合センター及び桐生キャンパスの工学部保健室では、学生の健康相談を行っている。また、各キャンパスに外部カウンセラー（臨床心理士）を配置し、精神保健相談を行っている。

平成19年度までに4巻を発刊したガイドブック『教職員による学生のメンタルヘルスへの対応』を逐次追加情報を収録できるバインダー形式で作成している。また、講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施し、教員がどのような内容の相談を受け、どのように対応をしたのかをまとめた冊子を作成し配布している。

就職相談については、キャリアサポート室、学生支援センター就職支援部会及び就職指導担当職員が連携して、就職ガイダンス及びキャリアカウンセラーによる就職相談等の対応を行っている。就職ガイダンスでは、学生からのアンケート調査等の結果において、学生の要望が高い「自己分析」、「マナー」、「面接」、「エントリーシートの作成方法」など実践的な内容の講座や経済関連講座、低学年を対象とした「就職・キャリア・将来」の意識向上に向けたキャリアデザイン講座を平成20年度から実施している。また、『就職応援BOOK－群大生のための就活ノウハウ集－』を作成し配布している。

ハラスメントについては、国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則を制定し、部局ごとにハラスメント相談員を複数配置するほか、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントについて外部カウンセラーに電話・ウェブサイト上で直接相談できるハラスメントホットラインを設置するなどの相談体制をとり、さらに、学生便覧、ウェブサイトによる注意喚起、教職員対象の講習会の実施など、ハラスメント防止のための取組を行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生の生活支援については、受入教員、各部局留学生担当係、国際交流課、国際教育・研究センター、留学生担当指導員、チューターなどの体制で支援を行っている。国際教育・研究センターでは、留学生相談担当の専任教員が配置されており、荒牧・昭和・桐生の3つのキャンパスでそれぞれ相談時間を設け、年100件程度の個別相談に応じている。さらに就職支援についても個別相談に応じるほか、工学研究科が中心となって実施している「アジア人財資金構想」高度専門留学生育成事業（経済産業省・文部科学省委託事業）において、プロジェクト参加企業等から派遣された外部講師による就職支援講座の開講、インターンシップの実施及び「留学生による就職報告会」を開催するなど留学生独自の就職活動を支援している。

また、住居については、国際交流会館の整備及び格安な民間アパートへの入居紹介等の支援を行っている。

障害のある学生に対しては、平成17年度に群馬大学障害学生修学支援実施要項を制定し、一定の支援基準を設け全学的に実施している。特に、肢体不自由（上下肢）学生には、大学在学中におけるトイレ・食事・移動などの介助を行う支援者を人材派遣会社から派遣させて支援している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面の援助については、日本学生支援機構奨学金、都道府県等地方公共団体の奨学金及び各種団体の奨学金、授業料免除制度がある。奨学金について、日本学生支援機構奨学金の貸与率は、平成21年1月現在、学部生33.5%、大学院生（修士・博士前期課程）32.3%、大学院生（博士・博士後期課程）5.3%である。

授業料免除については、平成20年度後期の免除で、申請者703人のうち、全額免除者168人、半額免除者431人となっており、半額免除者の割合を大きくし、免除対象者の拡大を図っている。なお、各種奨学金制度、授業料免除制度の手続きや連絡は、所定の掲示板に掲示を行うことで学生に周知している。申請方法等の詳細は、各キャンパスで説明会を実施し説明を行っている。各制度についての説明等は、ウェブ

群馬大学

サイトや学生便覧にも掲載している。

学生寮に関しては入寮選考基準を定めて、入寮者の選考に当たっている。平成 20 年度には、自転車置場の塗装、屋根工事、男女浴室塗装工事、補食室の蛍光灯取替、洗濯用乾燥機の購入等、修理、修繕等が行われている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 聴覚障害のある学生には、学生実習のために音量調節機能付補聴器の貸与や 1 授業につきパソコンテイク者 2 人の交互によるパソコンテイクによる修学支援を行っており、電話やインターネット回線等の遠隔通信技術を利用し、荒牧地区によるパソコンテイクを桐生地区においても同様に利用できるようにしている。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、荒牧地区、昭和地区、桐生地区、太田地区の4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は荒牧地区 221,049 m²、昭和地区 188,068 m²、桐生地区 88,686 m²、太田地区 7,480 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 210,463 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

身体障害者が自立した教育研究活動ができるよう、平成 17 年度に「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」を策定し、主要な施設のバリアフリー化に対応している。

なお、教育学部棟の一部において、耐震化及びバリアフリー化が不十分な状況にある。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がおおむねなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

総合情報メディアセンター情報基盤部門を中心とした高速ネットワーク（ギガビットイーサネット）が構築され、各キャンパスでネットワークが利用できる環境を整備している。また、「IEEE802.11n」対応の無線LANシステム（GUNET）を4地区4キャンパスの32か所（荒牧12、昭和13、桐生3、太田4）に設置し、使用可能エリアをステッカーで表示している。また、学生が利用可能な端末は、4地区4キャンパスで合計523台ある。

総合情報メディアセンターでは、コース管理システムとして群馬大学 Moodle システムを運用し、学内の全キャンパスにおいて教員・学生に開放している。本システム上では、教養教育49コース（講義）、専門科目35コース（講義）が運用されており、利用する学生数は延べ約3,600人となっている。

情報セキュリティについては、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策として、平成20年度情報化統括責任者（CIO）である理事を室長とした情報化推進室を設置して、新「群馬大学情報セキュリティポリシー」を制定し、理事を情報セキュリティの全学総括責任者とする体制をとっている。また、平成20年度に更新した情報基盤システムでは、L3スイッチやファイアウォールを導入し、不正アクセスの防止、ウイルスチェックなどの対策を講じている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

各施設の利用規程等が制定され、学生便覧、ウェブサイトを通じて周知されている。

また、教育研究活動の活性化に資することを目的に、群馬大学施設の有効活用に関する内規を定め、施設の全学的な有効活用や共用研究スペースの確保が行われている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、荒牧地区に本館、昭和地区に医学分館、桐生地区に工学分館を設置している。図書館の蔵書は、全館で、和書約 465,000 冊、洋書約 202,000 冊であり、その他視聴覚資料等を整備し、約 8,500 タイトルの電子ジャーナルが利用可能となっている。また、閲覧用座席数は、本館が 230 席、医学分館が 256 席、工学分館が 310 席である。

図書館では、教育研究に必要な図書について、本館、医学分館、工学分館の運営委員会及び各地区小委員会において、選定方針に基づき資料選定を行い、シラバスに対応した図書、専門教育を対象とした専門性の高い資料等、各地区の特性に考慮した資料の収集・整備を図っている。なお、新入生を対象とした教養教育に関する資料の収集については、分野ごとの専門委員会の推薦により選定し、本館に配架している。

また、図書館では、当該大学で生み出された学術研究成果（学術論文、学位論文、講義資料等）を電子化し、学内外に一般公開する「群馬大学学術情報リポジトリ（略称G A I R : Gunma University Academic Information Repository）」を平成 18 年度に構築している。

図書館の開館時間は、授業休業期間と試験期間を除き、本館と医学分館は 9 時から 21 時（土曜日は 9 時から 17 時）、工学分館は 9 時から 22 時（土曜日は 10 時から 18 時）となっており、本館は授業期間の日曜日も開館している（9 時から 17 時）。工学分館では試験期間の日曜日も開館している（10 時から 18 時）。図書館の過去 3 年間の利用状況は、3 館合計で入館者数約 450,000～480,000 人、平成 20 年度の貸出冊数約 75,000 冊、1 日平均約 270 冊となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育学部棟の一部において、耐震化及びバリアフリー化が不十分な状況にある。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示すデータや資料（学籍関係、授業関係（シラバス、履修届、成績報告書等）、卒業・修了・学位授与状況等）は、群馬大学法人文書管理規程に基づき、学務部及び各部局の教務担当事務部において、教務関係文書として収集・蓄積されている。

また、平成19年度からは、教員の教育、研究、社会的貢献、管理運営等の業績が「群馬大学大学情報データベース」に蓄積されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

大学教育・学生支援機構では、教養教育について、学生による授業評価を実施し、その評価結果を各教員へフィードバックして、授業内容の改善を促している。また、各部局においても、学生による授業評価を実施しており、学生の意見を含む評価結果を各教員にフィードバックして、授業内容の改善を促している。さらに、大学教育・学生支援機構及び各部局では、学生との懇談会を開催し、学生からの意見を聴取して、教育方法や教育環境改善に役立っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業生、修了生、就職先企業等に対し、教育成果に関するアンケート調査を実施している。

卒業生・修了生に対するアンケートにおいては、教育学部の場合では、施設・設備の充実、低学年からの現場体験の充実、さらに実践向き授業の充実など、社会情報学部の場合では、専門教育の充実、授業時間の工夫、図書館の利用時間の拡大などが挙げられており、また、就職先企業からは、身に付けておいて欲しいスキルなど、学生への期待が多く寄せられている。これらの結果を国立大学法人評価における自己評価やカリキュラムの編成に活用している。さらに工学研究科では、学外関係者で構成される「地域貢献諮問委員会」を「長期派遣型人材育成インターンシップ」の評価委員会として位置付け、学外委員からの意見を授業内容等の改善に活用している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形

で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

大学教育・学生支援機構は、各教員へ授業評価結果をフィードバックするとともに、評価結果を分析、考察している。

工学部環境プロセス工学科（旧生物化学工学科生産プロセス講座）では、JABEE対応として、各教員が授業改善計画書を作成し、授業評価の結果を受け、改善度合いをチェックするとともに、次回に向けた計画書を提出している。また、教育学部では、授業評価を受けて、ほぼすべての教員が、主に「内容・課題の量、難易度の見直し」、「授業の進め方のスピード」、「説明の分かりやすさ」などについて、授業改善を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各部局において、教育教授法ワークショップ、公開授業、授業評価の教員へのフィードバックのための会合、学友会と教員との懇談会などを実施して、教育内容・方法の改善に努めている。例えば、工学部機械システム工学科では、教育貢献賞を設け、平成20年度申請のあった「演習科目におけるグループ学習の導入」では、グループ学習形式、通常の学習形式の2種類で演習を行い、教育効果や学生の反応などについて調査している。また、平成18年度から全学的ベストティーチャー表彰制度を導入し、被表彰者による全学及び部局公開授業の実施、被表彰者に対する教育研究資金の配分を行っている。

なお、平成21年12月4日には、全学規模のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）として、「Diploma Policy から考える大学教育改革－初年次教育を中心に－」を開催している。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務系職員を対象に「英会話研修」、事務系職員及び技術系職員を対象に「教養研修」として、放送大学の授業科目のうち職務遂行上関連があると認められる科目を受講させている。また、工学部では、技術職員で構成される工学系技術部において、「技術発表会」や「技術研究会」を実施し、職員の資質等の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 85,193,725 千円、流動資産 14,224,447 千円であり、資産合計 99,418,172 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 40,302,524 千円、流動負債 14,668,287 千円であり、負債合計 54,970,811 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 31,731,355 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会並びに大学運営会議の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、これらの収支計画等は、経営協議会や役員会での審議並びに各部局長等が出席する大学運営会

議等の学内会議で審議しており、当該大学の学内関係者に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用37,790,453千円、経常収益38,275,664千円、経常利益485,210千円、当期総利益710,222千円であり、貸借対照表における利益剰余金4,101,383千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、経営協議会及び役員会並びに大学運営会議の議を経て学長が決定している。

教育研究活動に関しては、予算配分方針及び予算配分基準を策定し、基盤的経費である教育研究基盤経費及び学内の重点事項に特化した学長裁量経費並びに部局長裁量経費への予算配分を行っている。

また、学内資源のみでは対応できない大型の教育研究プロジェクトや、産学連携による研究などについては、国の支援や外部資金の獲得の努力を行い実施している。

施設・設備の整備については、施設整備推進戦略、設備等整備に関する計画（整備方針）を策定し、学長裁量等の学内資源による自己努力及び国の支援を受けて必要な整備を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき、監事監査計画を策定して業務及び会計について監査を実施し、その結果を監査結果報告書として学長に報告している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査規程に基づき、独立性を有する内部監査部門が実施している。

また、監事は、会計監査人、内部監査部門と連携して、監査業務を行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法の定めるところにより、管理運営のための組織が整備されている。危機管理についても危機管理室の設置、マニュアルを整備するなどの対応がなされている。

役員会、教育研究評議会及び経営協議会を管理運営のための組織として設置し、役員会は、原則毎週1回、教育研究評議会は、原則毎月1回、経営協議会は、年5回程度開催して、大学運営に関する重要事項等を審議している。さらに、役員会の下に、学長、理事及び部局長を構成員とする大学運営会議を設置し、全学的な教育研究、組織、人事、予算及び施設に関する重要事項等を協議するほか、各会議への付議事案の事前調整並びに部局間の連絡調整及び情報交換を行い、学内のコンセンサスを形成している。また、学長の下に4人の理事を配置し、それぞれ業務を担当するとともに、理事を室長とする「室方式」により大学運営の諸課題に取り組んでいる。

事務組織は、総務・財務担当理事の下に業務を遂行する事務局を置くとともに、各部局には、部局運営のための事務部を置き、それぞれ必要な職員を配置している。なお、監査業務は、独立組織である監査室が担っている。また、副課長及び副事務長以上を構成員とする事務協議会を設置し、毎月1回開催している。

危機管理については、全学及び部局の危機管理室を設置し、また災害、事件・事故、薬品管理などの危機事象ごとの14の全学的マニュアルを整備し、学内専用ウェブサイトに掲載し周知している。また、研究行動規範委員会及び研究費コンプライアンス室を設置し、教職員に対して、その取組をウェブサイトで周知している。さらに、研究費コンプライアンス室では、内部監査部門と連携して、不正防止計画の推進に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学では、国立大学法人法の定めるところにより、役員会で教学・経営等に関する審議を行い、重要事項については経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、意思決定を行っている。また、学長、理事、

監事及び事務局幹部職員を構成員とする企画戦略会議を原則毎週開催し、大学運営上の諸課題について集中的で実質的な審議を行うほか、役員会等各会議への付議事案の事前調整を行っている。そのほか、役員会の下に、学長が委員長を務める大学運営会議を設置している。また、学長を補佐するため、副学長4人（内3人は理事が兼任）並びに学長の諮問に応じて、教育・研究及び経営に関する諸課題や重要事項等に関して助言を行う顧問を配置している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、学生との懇談会や学生生活実態調査において把握するとともに、FD活動による授業の改善、就職対策の充実、自習スペースの確保、さらに施設の整備、改修など、その要望を踏まえた改善を行っている。教職員のニーズについては、各種アンケートにより把握し、研究費の適正な使用、ソフトウェアの包括契約など、その要望を管理運営に反映させている。また、学外関係者のニーズについては、経営協議会において、学外委員から業務運営等に関する提言を受けており、連続講義「群馬大学・学」の開設、教員免許更新講習における外部講師の委嘱など、それを踏まえた改善を行っている。また、工学部では、地域貢献諮問委員会を開催し、学外委員からの要望等を、理科体験イベントへの参加研究室の拡大や女子高等学校での模擬授業の実施などとして、学部の管理運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、常勤、非常勤各1人の監事を置き、群馬大学監事監査規則及び群馬大学監事監査実施基準に基づき、監事監査計画を策定して、業務及び会計について監査を実施しており、その結果を監査結果報告書として取りまとめ、学長に報告している。また、監事は、指摘した事項に係る改善状況の追跡調査を行い、役員会等の管理運営に関する会議に出席し、意見を述べるほか、会計監査人、内部監査部門と連携して、監査業務を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

実務に必要な知識の習得と今後の大学業務の円滑な遂行に資することを目的として、職員研修（英会話研修、教養研修、事務情報化研修（PC利用者説明会））を企画・実施している。また、国立大学協会や国立大学財務・経営センター等が主催する学外研修にも積極的に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標で明確に定め、それを踏まえた諸規則等を整備している。また、そのなかで、管理運営に携わる役員等の選考、採用に関する規程及び各構成員の責務と権限も示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況は、ウェブサイトに掲載し、学内外に公開されている。特に、評価への取組や各事業年度ごとの業務実績評価並びに認証評価に関する情報を網羅した「大学評価のホームページ」、教員の教育、研究、社会的貢献、管理運営等の業績を蓄積した「群馬大学大学情報データベース」、学生、教育活動、学生支援、研究・産学連携等の情報を数値化した「数字で見る群馬大学」は有用であるが、その検索は容易ではないなど、ウェブサイトから大学の諸情報へのアクセスの手順は必ずしも至便とは言えない。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成13～15年度に大学評価・学位授与機構が行った全学テーマ別評価（「教育サービス面における社会貢献」、「教養教育」、「研究活動面における社会との連携及び協力」、「国際的な連携及び活動」）に際して、根拠となる資料やデータ等に基づき、自己点検・評価を実施している。また、国立大学法人評価委員会が行う業務実績評価に際しては、中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況について、根拠となる資料やデータ等に基づき、自己点検・評価を実施するとともに、業務実績報告書を作成しているが、ウェブサイト上での中期目標・中期計画そのものへのアクセスは必ずしも至便とは言えない。自己点検・評価の結果は、「大学評価のホームページ」に掲載し、学内外に公開するほか、国立大学法人評価委員会による業務実績評価の結果については、役員会、経営協議会、教育研究評議会に報告している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

自己点検・評価の結果については、大学評価・学位授与機構が行った全学テーマ別評価については大学評価・学位授与機構、国立大学法人評価委員会が行う業務実績評価については国立大学法人評価委員会による検証が、それぞれ行われている。また、業務実績報告書の作成に際しては、外部の有識者を加えた経営協議会に諮り、意見を聴取するほか、評価結果についても、同協議会に報告されている。

医学系研究科医科学専攻、工学部・工学研究科、教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）では、部局単位の外部評価が実施されている。

また、工学部では、J A B E Eによる技術者教育プログラムの認定審査を受審しており、自己点検・評価の結果について、同機関による検証が行われている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会による業務実績評価の結果については、役員会、経営協議会及び教育研究評議会等で報告し、指摘事項に係る早急な取組を行うことを確認している。指摘事項への対応については、例えば平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果を受け、中期目標・中期計画及び年度計画における実施状況の自己点検・評価を行う際に、平成19年度に教員評価システムを本格的に行うために、その条件整備に入るなどが確認されている。また、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価の結果から、教養教育の企画・運営組織として、大学教育・学生支援機構「大学教育センター」を設置している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学では、教育研究活動の状況やその成果に関する情報をウェブサイトに掲載し、学外に発信するとともに、トップページに「教育・研究情報」、「大学改革GP」、「グローバルCOEプログラム」、「科学技術振興調整費」の項目を設けている。さらに、情報誌『GU' DAY』をはじめ、各種プロジェクトの報告書などを冊子体で作成し、関係機関に配布している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 群馬大学

(2) 所在地 群馬県前橋市

(3) 学部等の構成

学部：教育学部，社会情報学部，医学部，工学部

研究科：教育学研究科，社会情報学研究科，医学系研究科，工学研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：生体調節研究所

関連施設：総合情報メディアセンター，大学教育・学生支援機構（大学教育センター，学生支援センター，学生受入センター，健康支援総合センター），研究・産学連携戦略推進機構（研究・知的財産戦略本部（研究戦略室，知的財産戦略室，群馬大学 TLO），産学連携・先端研究推進本部（共同研究イノベーションセンター，機器分析センター，アドバンスト・テクノロジー高度研究センター，インキュベーションセンター）），学内共同教育研究施設（重粒子線医学研究センター，国際教育・研究センター），附属学校（幼稚園，小学校，中学校，特別支援学校），医学部附属病院，教育学部附属学校教育臨床総合センター，医学系研究科附属動物実験施設，医学系研究科附属薬剤耐性菌実験施設，工学研究科ケイ素科学国際教育研究センター，生体調節研究所附属生体情報ゲノムリソースセンター，生体調節研究所附属代謝シグナル研究展開センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 5,294人，大学院 1,530人

専任教員数：768人

助手数：3人

2 特徴

1. 本学は，昭和24年5月に国立学校設置法により，群馬師範学校，群馬青年師範学校，前橋医学専門学校，前橋医科大学並びに桐生工業専門学校の各旧制の諸学校を包括し，学芸学部，医学部及び工学部の3学部を有する新制の国立総合大学として発足した。創設以来，北関東を代表する総合大学としてその使命を果たすとともに，未来への志向をもって新たな課題に，意欲的，創造的に取り組み，人間の尊厳を

常に念頭において社会で活躍する有益な人材を送り出してきた。

この間，時代の要求を先取りして，組織の新設，改組・再編を進め，現在では，4学部，4研究科，1専攻科並びに1附置研究所で構成されている。

2. 本学の敷地は，主として前橋市内の荒牧地区，昭和地区と桐生市内の桐生地区の3地区に分かれており，荒牧地区には，教育学部，大学院教育学研究科（教職大学院を含む），特別支援教育特別専攻科，社会情報学部，大学院社会情報学研究科，総合情報メディアセンター，大学教育・学生支援機構，研究・産学連携戦略推進機構，国際教育・研究センター及び事務局が，昭和地区に医学部，大学院医学系研究科，生体調節研究所，重粒子線照射施設及び医学部附属病院が，桐生地区には，工学部，大学院工学研究科，研究・産学連携戦略推進機構4センターがある。また，平成19年度には，新たに北関東随一の製造業集積地である太田市の「ものづくり教育研究施設」の一部を借用し，工学部太田キャンパスを設置した。

3. 本学は多様な教育・研究活動に積極的な取組を行い，「グローバル COE プログラム」1件，「21世紀 COE プログラム」2件，「特色ある大学教育支援プログラム」3件，「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」3件，「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」1件，「質の高い大学教育推進プログラム」1件，「魅力ある大学教育イニシアティブ」1件，「大学院教育改革支援プログラム」2件，「がんプロフェッショナル養成プラン」1件，「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」1件，「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」1件，「派遣型高度人材育成協同プラン」1件，「海外先進教育研究実践支援プログラム」5件，「アジア人財資金構想高度専門留学生育成事業」1件の各種大学教育改革支援プログラム等に採択されるなど，質の高い教育研究を提供している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

（基本理念）

1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。
3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

（目標）

1. 教育の目標

- (1) 学生の自主的で創造的な勉学を促進する学修環境を整えるとともに、学生が本来持っている潜在的能力とエネルギーを引き出すため最大限の支援を行う。
- (2) 教養教育においては、その重要性を認識し、全学的な協力体制の下、専門教育との連携を図りながら、幅広く深い教養、総合的な判断力、そして自然との共生を基盤とした豊かな人間性を涵養する。
- (3) 学部専門教育においては、教養教育との融合を図りつつ、各専門分野の最新の知見及び技術を修得しうる基礎的能力を育成し、課題に対して主体的かつ継続的に取り組むことのできる人材を養成する。
- (4) 大学院教育においては、高い倫理性に立脚し、学部専門教育との関連を視野において、高度な専門的知識及び技術を備えた職業人を養成するとともに、創造的能力を備えた研究者を養成する。

2. 研究の目標

- (1) 専門分野において独創的な研究を世界的水準において展開するとともに、細分化された各専門分野を総合する視点に立った研究へと、パラダイムの転換を図る。
- (2) 本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図りつつ、適正なる競争的環境を整備し、時代と社会の要請に応じた新しい知の創造と先端的学問体系の確立を目指す。
- (3) 地域社会に生起する様々な問題や課題について、学外の関係機関、自治体等との共同研究を活発に行い、その成果を地域社会並びに広く社会全般に還元する。

3. 社会貢献の目標

- (1) 自然環境を守り、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創るために、学内外の関係機関と連携した活動を展開し、その成果を基に、健康で文化的な人間生活の実現に寄与する。
- (2) 地域の自治体、産業、市民との連携作業を推進し、まちづくりをはじめとして地域社会の活性化を図るとともに、生涯学習など地域住民の多様なニーズに応えることを通じて、本学と地域社会との連帯を強める。

4. 国際貢献の目標

- (1) 世界各国からの留学生の受け入れ体制を充実するとともに、本学学生が進んで世界の大学、研究機関等で学ぶことができるように、その支援体制を整備し、これらを通じて国際交流の輪を広げ、異文化への理解を深めることによって、国際平和に貢献する。
- (2) 本学教員が世界各国の大学、研究機関等で学術交流を行う機会を拡充するとともに、国際学会等における学術的活動を活発に行い、学術面における国際貢献を促進するとともに、社会面における国際協力を一層推進する。

5. 大学運営の目標

- (1) 大学の自治の理念を基盤とし、大学構成員の総意と主体性を尊重し、一層の自主性、自律性をもって大学運営を進めるとともに、開かれた大学として、教育及び研究に深い理解と識見を有する学外有識者の大学運営への参画を求める。
- (2) 情報化が急速に進行する今日のネットワーク社会に対応して、大学の総合情報システムを拡充、活用し、大学運営の効率性を図るとともに、その透明性を一層高めるため、大学情報の積極的な公開に努め、真摯に学内外への説明責任を果たす。
- (3) 厳正な自己点検評価、外部評価を実施するとともに、第三者評価による評価結果を組織的かつ主体的に活用して、大学の諸活動の質的向上を図る。

第一期中期目標期間における目標

- (1) 教育に関する目標
 - ① 学生の勉学を促進する学修環境及び支援体制を整備する。
 - ② 教養教育，学部専門教育，大学院教育それぞれの充実を図るとともに，相互の関連を強化し，豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材を養成する。
- (2) 研究に関する目標
 - ① 各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに，本学の伝統をなす実践的，実学的研究と基礎的諸科学との融合を図る。
 - ② 地域社会の諸課題について自治体等との共同研究を活発に行い，成果を地域社会に還元する。
- (3) 社会貢献に関する目標
 - ① 自然環境を守り，地域の文化・伝統を育み，豊かな地域社会を創るために，学内外の関係機関と連携した活動を活発に展開する。
 - ② 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え，地域社会の活性化に貢献する。
- (4) 国際貢献に関する目標
 - ① 海外からの留学生の受入れと本学学生の海外留学の機会を拡大させるとともに，異文化理解教育を推進する。
 - ② 学術面での国際交流を活発に展開する。
- (5) 大学運営に関する目標
 - ① 一層の自主性，自律性をもって大学運営に当たるとともに，学外有識者の参画を求める。
 - ② 総合情報システムを拡充し，運営の効率化を図るとともに，情報公開に努める。
 - ③ 自己点検評価，外部評価，第三者評価の結果を積極的に受け止め，大学の諸活動の質的向上を図る。

(学部・研究科ごとの目的)

別添資料「学部・研究科・課程ごとの目的」のとおり

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

- 本学の目的は、「群馬大学学則」、「群馬大学大学院学則」、各学部規程及び各研究科規程に明確に定められ、学校教育法第83条及び第99条に定められた大学及び大学院一般に求められる目的に沿った内容となっている。
- 平成15年3月に、大学の活動について教職員が共通の意識を持つために、『群馬大学の理念及び目標』を制定し、本学の「教育」、「研究」、「社会貢献」、「国際貢献」及び「大学運営」に関する基本方針を明示した。
- これらの目的は、Web上で公開するほか、大学概要、学生便覧に掲載し、配付するとともに、研修及びオリエンテーションにおいて、説明を行っている。
- 具体的な目標及び計画は、中期目標・中期計画として明示するとともに、Web上で公開している。なお、その達成状況について、各部局単位で自己点検評価を行い、その都度、教職員に周知されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 本学の学士課程は、4学部12学科（課程）の編成をとっており、それぞれの学部は各々の領域で、教育研究目的を達成するために実施体制の整備を図っている。
- 教養教育の体制は、大学教育・学生支援機構「大学教育センター」（平成18年4月設置）の下に、「共通教育企画部」、「教育方法企画部」、「外国語教育部」の3部を、また、各部の統括的組織として「大学教育センター運営委員会」を設置している。
- 全学共通の教養教育は、大学教育センターが主体となり、専門を問わず社会人として必要となる教養を学ぶためのカリキュラムを組み立てている。
- 特徴ある取組として、他学部学生が学んでも有益と考えられる科目を「開放専門科目」として、また、専門教育科目への導入を目的とした「入門科目」を指定し、これらの科目を教養教育科目として選択できる制度を構築している。
- 大学院課程は、4研究科16専攻の編成をとっており、それぞれの研究科は各々の領域で、教育研究目的を達成するために実施体制の整備を図っている。
- 特別支援教育特別専攻科を設置しており、4分野5名の専任教員を中心に、適正に運営している。
- 本学では、全学的な組織として、1研究所、2機構、2学内共同教育研究施設、また、学部及び研究科の附属施設として、教育学部附属学校教育臨床総合センター、医学系研究科附属動物実験施設及び薬剤耐性菌実験施設を設置し、教育研究目的達成のために活動を展開している。
- 大学全体では教育研究評議会が、学部・研究科においては教授会・研究科委員会が定期的に開催され、教育活動に関わる重要事項が審議されている。
- 全学の教育課程や教育方法については、教育研究評議会において審議を行っている。各学部、研究科においては、教務委員会等を定期的に開催し、教育課程や教育方法等の審議を行っている。教養教育については、大学教育センターにおいて運営委員会等を開催し、教養教育の企画、立案、教育課程や教育方法等について審議を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 本学の教員組織は、講座・学科目制を採用し、教授、准教授、講師、助教が配置され、それぞれの役割に応じた教育研究を行っている。各学部・研究科においては、学科長等に関する規程等を定め、責任の所

在を明確にし、円滑な学部・研究科運営を行っている。教養教育については、全教員参加の方針で一元的に実施しているほか、全学的な組織である大学教育・学生支援機構に専任教員を置き、教養教育に関する企画・運営・検証等を行うなど組織的な教育体制を実現している。

- 各学部の専任教員の数は、大学設置基準に定める数を満たしており、学士課程については、教員一人当たりの学生数が平均4.5名と少人数教育を実施する上で適正に教員が配置されている。
- 研究指導教員及び研究指導補助教員の数は、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしている。
- 中期目標・中期計画に人事の適正化に関する目標及びそれを達成する措置を明示し、公募制や任期制を実施して、教員組織の活動を活性化させている。特に19年4月1日以降に採用した助教について、全て任期制を導入している。また、女性教員については、積極的な採用を図るため、保育所の設置、育児休業に係る規程の整備並びに女性医師支援プログラムの策定を行っている。外国人教員についても、一般の教員として採用する制度や宿舍に入居できる制度を整備するなど、勤務環境の整備に努めている。
- 教員の採用や昇任は、全ての部局で「国立大学法人群馬大学教員の選考基準に関する規則」及び各部局における教員の選考に関する内規を基本としている。教員の選考は、各部局が設置する選考委員会等の組織において審査し、当該部局の教授会等の議を経て、学長が行っている。審査に当たっては、教育研究上の指導能力を重要要素としている。
- 教員評価指針等に基づき、3年に1回、全教員を対象に教員評価を実施し、その結果に基づく研究費の資源配分や改善計画書の提出及び部局長等による必要な指導を行っている。また、教養教育及び専門教育において授業評価を実施し、その評価結果を各教員へフィードバックするほか、各部局関連委員会での組織的な検証や評価結果に基づく学生代表との懇談会を行い、授業改善に反映させている。さらにベストティーチャー表彰制度により、公開授業の実施や教育研究資金の配分を行っている。
- いずれの学部、研究科とも、各教員の研究活動は授業科目に関連しており、高い研究能力を背景にした教育が行われている。
- 事務職員、技術職員、TA等の教育支援者が、部局間でバランス良く配置されており、教員との連携を図りながら業務を遂行している。

基準4 学生の受入

- 全学及び各学部・研究科のアドミッション・ポリシーを明確に定め、大学案内・各学部案内等に掲載し、学外進学説明会、本学オープンキャンパス、大学院説明会等で配布するなど、大学ホームページでの公表と併せ、広くアドミッション・ポリシーの周知を図っている。
- オープンキャンパスの参加者数は、過去3年間増加傾向にあり、平成20年度では、入学定員(1,165名)の約5.8倍となっている。さらに、学外進学説明会への参加回数は、延べ165回となっており、積極的な広報活動を行っている。
- 本学では、明示したアドミッション・ポリシーに基づいて、多様な入学者選抜を実施している。一般選抜においては、それぞれの学部・学科・課程・専攻で大学入試センター試験利用教科・科目並びに配点を定め、それらと個別学力検査等の「学力検査教科・科目」、「小論文」、「実技検査」、「面接(口頭試問)」、「外国語におけるリスニングテスト」及び「共通問題」を適宜組み合わせることにより、前期日程と後期日程試験で異なる資質の学生を受け入れるよう配慮している。また、推薦入学、帰国生特別選抜、社会人特別選抜等の特別選抜を実施し、一般選抜と異なる学生を受け入れられるよう配慮している。各研究科においては、課程ごとに、一般選抜、特別選抜の実施方法を定め、求める入学者像に応じた選抜を行っている。
- 入学者選抜の実施については、全学並びに各学部の入学試験委員会が、管理運営規則、実施要項に基づ

群馬大学

き実施している。また、入学後の成績調査、学生の生活実態調査、国家試験合格率の調査等を行い、学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が行われているかを検証して、その結果を、入試方法の改善等に反映させている。各研究科においては、試験実施本部を設置し、万全の体制を取りながら試験を実施するとともに、厳正に合格者の選考を行っている。

- 実入学者数については、一部の学部の編入学試験において、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況となっているが、一般選抜等を併せた学部全体の入学定員充足率を判断すると、適正なものとなっている。

また、一部の研究科において、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況となっており、入学定員充足率の適正化を図る取組がなされている。

基準5 教育内容及び方法

<全体>

- 本学の理念・目標、中期目標並びに各学部・研究科の教育目的に沿って、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されている。
- 学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応するため、様々な取組を行っている。平成16～20年度までに、多数の大学改革GP等に採択され、その成果が教育に反映されている。また、各教員は、研究活動を通じて、その成果を授業内容に反映させている。
- 単位の実質化への配慮として、履修科目の登録上限（学士課程及び専門職大学院課程）、オフィスアワーの設定を行っている。
- それぞれの教育課程において、その内容に応じた適切な学習指導法の工夫を行っている。
- 全部局において、適切なシラバスを作成しており、ホームページを通じて、学生に周知している。
- 成績評価、修了認定の基準は規則等に定められており、学生便覧やホームページ等を通じて、学生に周知している。また、申立て制度を整備することにより、成績評価等の正確性を担保している。

<学士課程>

- 「教養教育科目」は、「全学共通科目」と「学部別科目」から編成されており、「全学共通科目」の「学修原論」では、課題探求型少人数ゼミ形式で授業が行われている。また、各学部では、専門教育科目のうち、他学部生が学んでも有益と考えられる科目を「開放専門科目」として設定し、教養教育科目として選択できる制度を構築している。
- 「専門教育科目」は、「教養教育科目」で行う「全学共通科目」と「学部別科目」を踏まえつつ、各学部の教育目的に沿って、基礎的な科目から発展的な科目へ段階的に編成し、体系的に配置している。

<大学院課程>

- 学生ごとに指導教員を決定し、1名の学生に複数の指導教員がつき、適切な研究指導を行っている。一部の研究科では、研究会や領域間交流ゼミ、派遣型インターンシップなど、他分野の教員や外部機関の研究者と意見交換ができる機会を設け、大学院生の研究テーマ決定に役立てている。
- 学位論文に係る審査体制や手続きについては、群馬大学大学院学則、群馬大学学位規則、各研究科規程等に定められており、指導教員のほか、当該研究科委員会又は教授会において選定する2名以上の教授により審査が行われている。

<専門職課程>

- 教育学研究科教職リーダー専攻では、高度な実践的問題解決能力を持った教員の養成を実現するため、研究者教員と実務家教員が共同で授業を行うことを基本とし、理論・実践融合型の教育課程を編成している。
- 教育課程は、共通科目、コース別科目及び実習科目から構成されており、多文化共生教育といった群馬県の教育事情に関わる授業科目などを開設している。

基準6 教育の成果

- 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像については、「群馬大学の理念及び目標」、「群馬大学中期目標・中期計画」並びに各学部・研究科の教育目的に明示され、学生便覧等を通じて、学生に周知している。大学評価室、大学教育・学生支援機構及び各部局評価委員会が連携し、学生による授業評価、中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況調査、在学生、卒業（修了）生、就職先企業を対象としたアンケート調査を行い、教育目的の達成状況を検証・評価している。
- 教養教育、専門教育及び大学院教育の成績分布等から教育成果が上がっていると判断できる。また、教育職員免許状取得率、医師等の国家試験合格率は、高い水準で推移しており、教育の成果を反映していると判断できる。
- 各学部・研究科の進学率、就職率は、良好であり、就職進路先も各学部・研究科の目的や学生の希望に沿ったものとなっている。
- 卒業（修了）生、就職先企業を対象としたアンケートによると、カリキュラムや本学の学生の専門的な知識・技術等について、高い満足度を示していることから、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

基準7 学生支援等

- 新入生に対して、全学及び学部・学科並びに研究科ごとに教育課程、履修登録方法、学園生活全般に関するガイダンスを実施しており、また、その後も、それぞれの教育課程の特性に応じて、必要な時期に適切なガイダンスを実施している。
- 各学部・研究科等の特性に応じてクラス担任、教員チューターなどにより、きめ細やかな支援が行われている。全教員がオフィスアワーを設定し、履修などの個別相談に応じるほか、メールや学生相談用ポストによる相談窓口を設置し、相談員が修学上及び生活上の問題について個別相談に応じている。
- 留学生に関しては、指導教員との連携の下、チューター制度により学修支援を行っている。チューター活動が効果的に行われるよう、複数回のオリエンテーションを実施し、事務手続き等の説明のほか、異文化コミュニケーションに関する簡単なレクチャーを行っている。
- 社会人学生に対しては、就業に支障がないカリキュラムの編成を実施しているほか、一部の研究科では、大学院教育支援改革プログラムにより、就労しながら、教育、研修指導が受けられる体制となっている。
- 障害のある学生に対しては、「群馬大学障害学生修学支援実施要項」を制定し、一定の支援基準を設け、全学的に実施している。聴覚障害のある学生には、補聴器の貸与やパソコンテイクによる学修支援を行っている。
- キャンパスごとにリフレッシュルームや自習フロアなどを設置している。また、電子計算機システムや校内無線 LAN システムの更新を行っている。
- 「学生支援センター」を設置し、学生のサークル活動、自治活動などの課外活動支援を行っている。学生支援センターに届け出た学生サークルには、それぞれ顧問教員を置き、指導・助言を行っているほか、

クラブ・サークルの主将等を対象にリーダーシップ研修会を開催し、リーダーとしての自覚と素養を高めている。また、大学祭など学生の自主的活動に対しても、教職員による指導・助言や学長裁量経費等による資金補助などの支援を行っている。

- 学生が利用する課外施設については、学生支援課が中心となり、施設の安全衛生面の点検を行っている。
- 健康支援総合センター及び工学部保健室では、学生の健康相談を行っているほか、各キャンパスに外部カウンセラー（臨床心理士）を配置し、精神保健相談を行っている。
- 就職相談については、キャリアサポート室、学生支援センター就職支援部会及び就職指導担当職員が連携して、就職ガイダンス及びキャリアカウンセラーによる就職相談等の対応を行っている。
- ハラスメントについては、防止に関する規則を制定し、ハラスメント相談員の複数設置やハラスメント全般について外部カウンセラーに直接相談できるハラスメントホットラインの設置など相談体制を充実させている。
- 留学生の生活支援については、受入教員、各部局留学生担当係、国際交流課、国際教育・研究センター、留学生担当指導教員、チューターなど多層的な支援体制をとっており、国際教育・研究センターにおいては、留学生相談担当の専任教員が配置されている。また、「アジア人財資金構想」高度専門留學生育成事業により、就職支援講座の開講、インターンシップの実施及び「留学生による就職報告会」など留学生独自の就職活動を支援している。
- 障害のある学生のうち、特に肢体不自由（上下肢）の学生には、大学在学中におけるトイレ・食事・移動などの介助を行う支援者を配置している。
- 学生の経済面の援助については、日本学生支援機構奨学金、都道府県等地方公共団体の奨学金及び各種団体の奨学金、授業料免除制度がある。授業料免除については、昨今の経済状況の悪化を受け、学費負担者の解雇、事業の倒産等で家計が急変した学生については、申請できる成績基準を緩和する措置を行っている。
- 学生寮に関しては、入寮選考基準を定め、適切な利用の維持に努めている。

基準 8 施設・設備

- 本学は主要キャンパスが、荒牧・昭和・桐生の3カ所に分かれており、586,834 m²の土地と218,477 m²の校舎等（図書館等を含む）を有し、大学設置基準をそれぞれ満たしている。建物は3キャンパスとも、教育研究用として講義室、研究室、実験・実習室及び演習室等、コンピュータリテラシーやプログラム教育用として情報処理室及び図書館等、その他に授業や課外活動等に利用する運動場、体育館、課外活動施設及びプール等を整備しており、教育研究等を推進するための必要な施設・設備が整っている。
- 身体障害者が自立した教育研究活動ができるよう、平成17年度に「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」を制定し、優先的に施設の改善を図っている。さらに、安心安全なキャンパス構築を目指し、外灯の増設や主要建物の主な出入りに防犯用の監視カメラの設置を行うなど、防犯体制の強化を図っている。
- ICT環境については、総合情報メディアセンター情報基盤部門を中心とした高速ネットワークが構築され、各キャンパスでネットワークが利用できる環境を整備しているほか、国立大学法人で初となる「IEEE802.11n」対応の無線LANシステム（GUNET）を設置し、学内の主要な場所で利用できる体制を整備している。学生が利用可能な端末は、523台あり、各キャンパスの演習室等に配置し、教育・研究用に活用している。
- 群馬大学 Moodle システム（コース管理システム）やネットワークを活用した遠隔授業システムを整備するほか、eラーニング英語学習システムを導入し、学生の自主的・自覚的な学習に役立てている。

- 情報セキュリティについては、情報化推進室を設置して、「群馬大学情報セキュリティポリシー」を制定し、理事を情報セキュリティの全学総括責任者とする体制を整備している。また、情報基盤システムにファイアーウォールを導入し、不正アクセス、ウィルスチェックなどの対策を講じている。
- 各施設の利用規程や施設の有効活用に関する内規等を規定し、大学のホームページを通じて、構成員に周知している。
- 図書館の蔵書は、和洋書約 670,000 冊、その他視聴覚資料等を整備し、約 8,500 タイトルの電子ジャーナルが利用可能となっている。座席数は、3 館合計で 796 席である。また、シラバスに対応した図書、専門教育を対象とした資料等を整備している。さらに、本学で生み出された学術研究成果を電子化し、学内外に公開する「群馬大学学術情報リポジトリ (GAIR)」を構築し、コンテンツの充実を図っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 教育活動の実態を示すデータや資料は、「群馬大学法人文書管理規程」に基づき、学務部及び各部局の教務担当事務部門並びに各部局の教員において、教務関係文書、教育・研究関係文書として収集・蓄積されている。
- 教員の教育、研究等の業績を蓄積するため、「群馬大学大学情報データベース」を構築している。
- 大学教育・学生支援機構及び各部局において、学生による授業評価を実施し、評価結果を各教員にフィードバックするほか、関連委員会において組織的に検証を行い、授業内容の改善に活用している。また、学生との懇談会を開催し、学生からの意見を教育方法や教育環境改善に役立てている。個々の教員は、評価結果のフィードバック等を受けて、授業内容、教授技術等の継続的改善を行っている。
- 大学評価室が中心となり、卒業生、修了生、就職先企業等に教育成果に関するアンケート調査を実施し、これらの結果を自己評価やカリキュラム編成に活用し、教育の改善を図っている。
- 各部局において、教育教授法ワークショップや公開授業など、それぞれの特性に応じた形でファカルティ・ディベロップメントを実施し、授業方法の改善や教員の教育意欲の向上に結び付けている。
- 教育支援者である TA、事務系職員、技術職員に対し、資質向上を図る指導、研修等を行っている。

基準 10 財務

- 本学においては、大学の目的に沿った教育研究活動を安定的かつ継続的に遂行できるよう国から承継された資産を基礎に計画的な資産の整備を行っている。
- 収入において様々な取り組みにより増収を図る一方で、支出においては人件費の削減等の経費節減に努め、更なる教育研究活動の向上を図っている。
- 大学の活動状況については、財務諸表等をホームページに掲載する等、適切な形で公表している。
- 会計監査人監査、国立大学法人法に規定されている監事による監査、内部監査部門による監査を毎年適切に実施しており、財務の健全性を確保している。

基準 11 管理運営

- 本学では、学長のリーダーシップの下、4名の理事を配置し、それぞれ業務を担当する体制を整備するほか、本学独自の組織として、大学運営上の諸課題に対し集中的・実質的な審議を行う「企画戦略会議」並びに学長が委員長である 13 の主要全学委員会を整理統合した「大学運営会議」を設置し、効果的な意志決定が行える体制となっている。
- 事務組織については、事務局に 5 部及び監査室を置くとともに、各部局に事務部を置き、業務の実情に配慮して人員配置を行っている。また、危機管理については、危機管理室や研究行動規範委員会を設置し、

各部局と相互に連携して、対処する体制を整備している。

- 大学構成員のニーズは、懇談会等や各種アンケートにより、学外関係者のニーズは、経営協議会等を通じて把握に努め、必要な改善を行っている。
- 監事監査については、内容・方法等を規則により明確に定め、監査を行うとともに、業務運営の改善・効率化に資するため、指摘した事項に係る改善状況の追跡調査を行っている。さらに、役員会等に出席し、意見を述べるほか、会計監査人等と連携し監査業務を行っている。
- 管理運営に関する方針は、中期目標で明確に定め、それを踏まえた諸規則等を整備している。その中で、管理運営に関わる役員等の選考、採用に関する規定及び各構成員の責務と権限を明確に示している。
- 本学の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づき、自己点検・評価を実施している。また、その結果は、経営協議会の外部委員や大学評価・学位授与機構、国立大学法人評価委員会等の第三者機関による検証を受けている。第三者機関による評価結果については、役員会等の各会議で報告し、周知徹底を図るとともに、指摘事項の改善について、全学的に対応している。
- 評価結果や教育研究活動など様々な活動状況をホームページに掲載し、広く社会に発信するほか、情報・データを蓄積することにより、教職員が必要に応じて活用できる状況にある。

